

## iーなごみ訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 合同会社 iーなごみが開設する iーなごみ訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護補助者(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)等であり、主治の医師が必要を認めた高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。
  - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 5 事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書等に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
  - 6 事業所は訪問看護の提供にあたっては、ステーションの看護職員等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 iーなごみ訪問看護ステーション
- ② 所在地 岐阜市長良宮路町3丁目20番地1 ナガラアンクレー103号
- ③ 連絡先 058-216-0753 FAX 058-216-0754

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者: 看護師保健師1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- (2) 看護職員等: 常勤換算方法で、2.5名以上

看護職員は、主治医の指示書と居宅(介護予防)サービス計画等に沿って、訪問看護計画書及び訪問看護報告書等(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等: 事業所の実情に応じた適当数

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、看護職員と共に主治医の指示書と居宅(介護予防)サービス計画等に沿って、訪問看護計画書及び訪問看護報告書等(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

- (4) 事務職員等: 事業所の実情に応じた適当数

事務職員等は、事業の提供にかかる事務作業等を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 栄養・食事・水分等および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

### (利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 死後の処置料は、10000 円とする。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

### (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、山根市、各務原市 羽島市、瑞穂市、岐南町 本巣市、北方町 大野町 **美濃市**の区域とする。

### (緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

### (苦情処理)

第10条 ステーションは、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し必要な措置を講じ、利用者及び家族に説明する。また苦情処理の内容を記録し、職員に周知することにより再発防止に役立てる。

苦情相談窓口 i-なごみ訪問看護ステーション 管理者 磯邊美樹  
連絡先 電話( 058-216-0753 )-  
利用時間 月～金 9:00～17:00

利用者及びその家族は、以下等の第三者機関に苦情を申し出ることできる。

- ・岐阜市役所 介護保険課  
電話 : (058)265-4141  
利用時間 : 平日(月～金)8:45-17:30 (土日祝日、12月29日～1月3日除く)
- ・岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係  
電話 : (058)-275-9826  
利用時間 : 平日(月～金)9:00-17:00 (土日祝日、12月29日～1月3日除く)

- ・山県市役所 健康介護課  
電話：0581-22-6838  
利用時間：平日(月～金)9:00-17:00(土日祝日、12月29日～1月3日除く)
- ・各務原市役所 介護保険課  
電話：(058)383-2067 (058)383-1778  
利用時間 月～金曜日 8:30～17:00 土日祝日休み(12月29日～1月3日除く)
- ・羽島市役所 健康福祉部高齢福祉課  
電話：(058)392-9932  
受付時間 月～金曜日 8:30～17:00 土日祝日休み(12月29日～1月3日除く)
- ・本巣市 真正分庁舎 健康福祉部 福祉敬愛課 高齢福祉係  
電話：(058)323-7754  
受付時間 月～金曜日 8:30～17:00 土日祝日休み(12月29日～1月3日除く)
- ・本巣広域連合(瑞穂市、北方市、本巣市)介護保険課  
電話：(058)320-2220 (058)320-2266  
受付時間 月～金曜日 8:30～17:00 土日祝日休み(12月29日～1月3日除く)
- ・大野町役場 民生部健康課  
電話：(0585)34-1111  
受付時間 月～金曜日 8:30～17:00 土日祝日休み(12月29日～1月3日除く)
- ・美濃市地域包括支援センター  
電話:(0575)33-1122  
利用時間:平日(月～金)8:30-17:00(土日祝日、12月29日～1月3日除く)

2 ステーションは、サービスに関する利用者等からの苦情に関して、市町村や岐阜県国民健康保険団体連合会等からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告する。

#### (事故処理)

- 第 11 条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員等、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して取った措置等について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### (虐待防止のための措置に関する事項)

- 第 12 条 事業所は虐待防止に努めるため、以下の措置を(令和6年3月31日までに)実施する。
- 1 虐待防止のための指針を設ける。
  - 2 虐待防止にかかる体制とした、虐待防止検討委員会を設置する。
  - 3 虐待防止委員会の委員等を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
  - 4 虐待防止のための従業者への研修を定期的かつ計画的に行う。
  - 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する。

#### (非常災害等対策)

- 第 13 条 事業所は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について事業継続計画を策定し、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。
- 2 事業継続計画は、以下の2つの事態に対応するものとする。
- ① 非常災害時
  - ② 感染症蔓延時
- 3 業務継続計画検討委員会を設置、加えて感染症対策委員会を設置し担当者を置く。
  - 4 非常時災害等対策として災害時、感染症についてのマニュアルを策定する。
  - 5 上記について、計画的定期的な訓練・研修等を行う。

(その他運営についての留意事項)

**第 14 条** ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修

② 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保管する。なお、医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等及び診療録等は完結の日から5年間保管する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社 i-なごみとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

令和6年4月1日改定